

10
No.190

行政ぐんま

2023 GYOSEI-GUNMA



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



いち ごう やま じょう
一 郷 山 城
(写真提供：高崎市広報課)



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

いち 郷 山 城

一郷山城は関東管領上杉憲実が鎌倉公方足利持氏と争った際に築いた城です。じっさいは小規模な砦で、のろし台として使われたと推定されます。武田信玄によって攻め落とされた際に全焼しました。現在は模擬天守が建てられていますが、時代背景や史実は反映されていません。展望台と名付けられているだけあり、最上階からの眺めが素晴らしく、望遠鏡も無料で使うことができます。

(攻城団の城郭データベース、引用)

今回、表紙として「一郷山城」を採用した意図は群馬県で唯一の現存する天守閣がある城だからです。

群馬県高崎市吉井多比良牛伏山の東、牛伏山展望台に再建されています。

今後の五層の天守、三層の櫓であった沼田城再建を期待し、筆を下ろします。

広報部員 小林 大栄



GYOSEI-GUNMA CONTENTS 10

01 本会のうごき

- ・知っ得情報!! 会長 古田島俊憲 2
- ・群馬県行政書士会令和5年度支部無料相談会について 3
- ・戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について 4
- ・会務報告（7月、8月） 5

02 研修会等報告

- ・入管業務に関する研修会の報告について 許認可業務・法務業務部 藤生 明美 7

03 支部だより

- ・高崎支部 うなぎを食べる会（新人研修会） 高崎支部 井上 和之 8
- ・桐生支部 桐生支部だより 桐生副支部長 天田 忠明 8

04 日政連News

- ・総務副大臣尾身朝子様（要望）訪問報告書 .. 群馬県行政書士会 会長 古田島俊憲 10
日本行政書士政治連盟群馬県支部 支部長 秋山 賢治
報告者 群馬県行政書士会 副会長 中島 肇

05 読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～ 12

06 登録事項変更 13

編集後記



本会のうごき



知っ得情報!!

会長 古田島 俊憲

会員の皆様に有益な情報をお伝えする当コーナー、190号より開設しました。

本会そして各支部の活動を知っていただくことは、会務への参加意識の高まり、そして意気込みにもつながるもの
と思っております。

今回お伝えするのは、本会及び各支部における災害協定締結自治体名です。自治体ごとに締結内容に多少の違い
はありますが、概ね、「地震、風水害その他の災害が発生した場合において、被災者支援のための行政書士業務を
行う」ことを目的とし、具体的には、「各種申請書類等の作成及び代理提出を行う」こととなっています。

群馬県行政書士会 本会及び支部における災害協定締結一覧

		締 結 日
本会	群馬県	平成26年12月19日
安中支部	安中市	平成27年6月23日
館林支部	館林市	平成27年12月15日
高崎支部	高崎市	平成28年4月20日
前橋支部	前橋市	平成29年2月3日
渋川支部	渋川市	平成29年11月27日
藤岡支部	藤岡市	平成30年11月9日
沼田支部	沼田市	平成31年3月28日
桐生支部	みどり市	令和1年7月23日
吾妻支部	中之条町	令和1年7月30日
吾妻支部	長野原町	令和1年9月9日
吾妻支部	高山村	令和1年9月18日
吾妻支部	嬬恋村	令和1年10月4日
吾妻支部	草津町	令和1年10月11日
桐生支部	桐生市	令和1年12月26日

次号以降も、本会（支部）は、「こんな活動をしていたのか」や「このような団体と協定を締結していたのか」とい
うことを知っていただきたいと思います。ご期待ください。

群馬県行政書士会

令和5年度支部無料相談会について

01

支 部	日 程	形 式	相談会場・電話番号
前 橋	10月18日 (水) 13:30~16:30	対面要予約	前橋市総合福祉会館 3階 第1、第2会議室 事前予約 TEL: 027-232-7700
高 崎	10月8日 (日) 10:00~15:00	対 面	イオンモール高崎 2階 イオンホールA
	10月20日 (金) 13:00~16:00	対 面	高崎市役所 6支所 (群馬・箕郷・榛名・倉渕・吉井・新町)
伊勢崎	10月7日 (土) 10:00~16:00	対 面	JA佐波伊勢崎本店
桐 生	10月4日 (水) 10:00~15:00	対面予約優先	桐生市総合福祉センター 事前予約 TEL: 0277-46-4165
太 田	9月30日 (土) 10:00~11:30	対面要予約	太田市学習文化センター 会議室 事前予約 TEL: 090-7635-5658
富 岡	10月21日 (土) 10:00~14:30	対 面	富岡市役所 議会棟3階32会議室
安 中	10月13日 (金) 10:00~15:00	電話相談	TEL: 027-385-4119 (支部長事務局)
渋 川	10月21日 (土) 9:00~13:00	対 面	渋川市赤城公民館
沼 田	10月14日 (土) 10:00~15:00	対 面	沼田市保健福祉センター 3階306会議室
館 林	10月15日 (日) 10:00~15:00	対面要予約	館林市城沼公民館 事前予約 TEL: 0276-73-1310

～ 総務部からのお知らせ ～

戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について

かねてからお知らせしているとおり、令和5年8月31日以降は、事務局職員ではなく役員が提出書類及び使用済み職務上請求書の確認を行うことになるため、払い出しを行う日を限定します。必ず事前予約をお願いします。

購入希望者は下記の払出日に行政書士本人が来所してください。

記

1. 払出日（いずれも13:00～16:30まで）

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
13日	11日	8日	13日	10日	14日	13日
27日	25日	22日	27日	24日	28日	27日

2. 金 額 1冊 2,000円

3. 持ち物 職印、一般倫理研修修了証（写）
使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）

4. 郵送による購入（払い出しは本人限定受取郵便に限る）

郵送による購入の申込を行う場合は、購入申込書、誓約書、一般倫理研修修了証（写）、使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）を簡易書留でお送りください。ただし、各払出日に役員が確認した後の払い出しとなります。代金は後払いとなります。

5. 要予約 TEL 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp
 FAX 027-233-2943
 払出日3日前まで予約受付（土日除く）

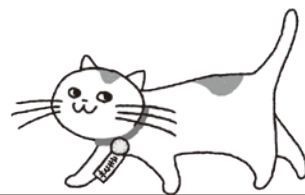
6. その他 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、
 群馬県行政書士会職務上請求書取扱規程を御確認ください。

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
7	4	業務推進グループ会議	<協議事項> ①令和5年度事業方針について ②分科会の活動について <報告事項> ①担当員から活動状況について報告	吉田GL、松本SGL、堀越、武田、上原、千明、鈴木、佐藤、小山、穂苅、新井各G担当員 古田島会長、山田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部各常任理事
7	7	行政ぐんま校正会議	①行政ぐんま189号の校正について	吉田副会長、服部部長、仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部員
7	10	入会者5名		古田島会長
7	11	封印管理委員会	①令和5年度事業について	古田島会長、尾池委員長、山田副委員長、矢嶋、鳥屋、新井、中村、岩崎各委員
7	13	法規監察部会議	①令和5年度事業について ②法教育事業への取組みについて ③行政書士制度広報月間における監察活動について	古田島会長、中島副会長、菅野部長、並木副部長、本間、中澤各部員 オブザーバー出席：塩野部長
7	14	群馬県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課等訪問		吉田副会長、塩野部長
7	18	経理部会	①令和5年度経理部運営について ②インボイス制度について	古田島会長、山田副会長、後藤部長、剣持副部長、黒川部員、富沢専門員
7	19	令和5年度第3回常任理事会	<協議事項> ①令和5年度事業について <報告事項> ①各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長、吉田支部長会議長
7	19	令和5年度第4回申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、吉田（明）、中島、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野、吉田（憲）各委員
7	21	入会者2名		古田島会長
7	28	令和5年度所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー		古田島会長
7	30	外国人のための法律相談		服部常任理事

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
8	1	令和5年度許認可業務・法務業務部研修会 「入管業務に関する研修会」 講師：群馬県行政書士会 常任理事 服部成二会員 「国際業務・デジタル社会部からのお知らせ（改正入管法について）」 講師：群馬県行政書士会 理事 田島 渡会員		古田島会長、山田副会長、高橋、藤生各部員
8	3	総務部開催 日本行政書士会連合会 義務研修 「一般倫理研修」集合研修会		清水部長、齋藤部員
8	7	高崎信用金庫本店営業部訪問		古田島会長、亀田副会長
8	8	行政ぐんま企画会議	①行政ぐんま190号の企画について ②令和5年度行政書士制度広報月間について	古田島会長、吉田副会長、服部部長、仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部員
8	9	総務部開催 日本行政書士会連合会 義務研修 「一般倫理研修会」集合研修会		古田島会長、中島副会長、上原部員
8	14 15	事務局 夏季休業（事務局閉鎖）		
8	20	外国人のための法律相談		塩野常任理事
8	24	総務部会	①会則施行規則の一部改正について ②苦情処理及び苦情処理担当委員会の運営に関する規則の一部改正について ③一般倫理研修について ④特定行政書士法定研修について	古田島会長、中島副会長兼部員、清水部長、上原副部長、齋藤、和久井各部員
8	25	令和5年度許認可業務・法務業務部研修会 「産廃収集運搬業許可申請に関する研修会」 講師：群馬県行政書士会 藤岡支部 中澤照雄会員		大原部長、新井副部長、尾池部員
8	29	令和5年度第4回 常任理事会	<協議事項> ①各部からの提案事項 <報告事項> ①各部からの報告	古田島会長、山田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長、吉田支部長会議長
8	29	令和5年度第5回 申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、中島、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野、吉田各委員
8	30	入会者 4名		古田島会長
8	30	行政ぐんま編集会議	①行政ぐんま190号の編集について ②令和5年度行政書士制度広報月間について ③ホームページの更新について	服部部長、仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部員
8	31	業務推進グループ 相続業務分科会構成員会議	①今後の活動方針について	古田島会長、上原 G 担当員

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員



入管業務に関する研修会の報告について

許認可業務・法務業務部 藤生 明美

02

- 1.日 時 令和5年8月1日（火）午後1時30分～
- 2.場 所 前橋商工会議所 3階 リリイ
- 3.参加者 会場 21名 ズーム 43名
- 4.（1）研修内容 就学から就労ビザへの変更について（服部成二先生）
（2）国際業務・デジタル社会部からのお知らせ（田島 渡先生）

上記の内容で研修会を行いました。講義終了後、実務に関する質問や、入管業務の現状についてなど多くの質問がありました。講師の先生につきましては、具体的に分かりやすく回答いただき参考になりました。研修会に参加することにより、業務に役立つ情報と会場に参加している仲間を知ることにより業務の幅が広がったのではないかと思います。





高崎支部

うなぎを食べる会（新人研修会）

高崎支部の伝統行事となっている「うなぎを食べる会（新人研修会）」を7月27日に開催しました。ここ数年新型コロナウイルスの影響で中止や欠席が相次ぎましたが、今年は新人19名、支部役員17名と盛況で、特に開業間もない新人会員の参加が多くありました。

支部や組合の紹介にはじまり、新人会員の自己紹介、名刺交換会に続いて、昼食はお待ちかねのウナギ弁当を頂きました。午後の研修では、建設業業務、農地転用業務、相続（職務上請求書の書き方）の基礎についての講習を行い、新人会員からは積極的に質問も出て充実したものになったと思います。

うなぎを食べる会は参加者同士の親睦を深めることが大きな目的のひとつです。開業当時の私自身もそうでしたが、新人会員にとっては頼れる諸先輩方とも多く知り合える有意義な時間になったのではないのでしょうか。



桐生支部

桐生支部だより

令和5年7月21日 桐生市長を招いて、4年振りに「桐生支部夏季懇親会」を開催しました。市長の講話と懇親会の様子について紹介させていただきます。

【災害対策、避難訓練】 渡良瀬川と桐生川の護岸整備に取り組んでいく。先日参加者にあらかじめ内容を知らせないブラインド型の災害対応訓練を行った。また、群馬大学の金井先生を中心に、モデルケースの小中学校で避難訓練の告知をしない訓練を行った。

【SDGs、文化財】内閣府からSDGs未来都市に認定された。提案内容は「ゆっくりズムのまち桐生」。また、天満宮が国の重要文化財に指定された。SDGsのまちづくりと歴史あるまちづくりに取り組んでいきたい。

【教育】①「サイエンスドクター」小中学校の児童生徒に、群馬大学の学生が理科の授業を教える取り組み。②「ミニきりゅう」子供たちだけで作る仮想の都市。③「子供たちの観光ガイドの育成」リピーターの観光客の嗜好が、食や景色や建築物に触れることから、『人との出会い』に変わって来ている。今年四年生の子供が観光案内をした一年後に

は、「この子はどういうふう to 成長しているのだろう。次はどんな所を案内してくれるのだろう。」という期待を持ってまた会いに来てくれる。子供達にそういう機会を作ってあげたい。

④子供のうちから桐生の「良さ」を知ることにより、郷土に誇りと愛着を持ってもらい再び桐生に戻って来てくれる子供達を増やすための取り組みを行っていききたい。

【地域経済】「桐ペイ」電子地域通貨の導入。「桐生版スモールビジネスサタデー」等を通じて消費の喚起を行なっていききたい。

【球都桐生プロジェクト】9月6日には、WBC日本代表監督栗山英樹さんに桐生に来てもらい講演をして頂く。野球を通じたまちづくりを行っていききたい。

— 以上 —

講話を伺い、筆者が特に関心を持ったのが「子供たちの観光ガイドの育成」です。子供たちに、桐生を好きになってもらい桐生に戻って来てもらおうという取り組みは、将来の「桐生の元気」「桐生の活性化」に繋がると思いました。市長の教育に対する熱意と「郷土愛」を強く感じました。

また、懇親会ではセレモニーとして、二期目の当選を果たされた荒木市長と、6月15日に総務大臣表彰を受賞された尾池理事に花束の贈呈を行いました。

会員同士、また市長を交えてたくさんの懇談と情報交換を行いました。

閉会の挨拶の前には、長野県出身の新井副支部長が長野県歌「信濃の国」を披露し、天田が、上毛かるたの『き』『桐生は日本の機どころ』を紹介し、エールの交換を行いました。

行政書士会桐生支部会員として、郷土の発展と市民のお役に立てるよう、日々研鑽して行くことの大切さを感じた懇親会となりました。





総務副大臣尾身朝子様（要望）訪問報告書

群馬県行政書士会 会長 古田島 俊憲

日本行政書士政治連盟群馬県支部 支部長 秋山 賢治

報告者 群馬県行政書士会 副会長 中島 肇

令和5年8月23日（水）総務副大臣尾身朝子先生に、行政書士会としての要望書を携えてお会いしてまいりました。

当日は、群馬県行政書士会会長古田島俊憲氏及び日政連群馬県支部長秋山賢治氏も同席を頂き、中央合同庁舎第2号館7階にある副大臣室にてご面談をして頂きました。

当会の要望としては、1.2022年1月17日からゆうちょ銀行発行による定額小為替の発行手数料の値上げされたことへの手数料減額要望についてのお願ひしたところであります。この件については、ゆうちょ銀行の所管が金融庁にあることから総務省として意見を述べる立場にはないとの回答でした。

2. 日本郵便の行っている、超高齢化社会を迎える中で生活相談としての事業についての「終活サービス」において、行政書士会としても相続関係の専門家として積極的に支援をして行く用意のあることをお伝えし、2023年2月24日より北海道にて試行が始まり、関東エリアにおいても茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県、神奈川県及び山梨県などにおいて行政書士などが紹介される展開がなされることとなりました。

群馬会としても郵政群馬の本局との話し合いを総務副大臣尾身朝子先生のご紹介により行うはこびとなりました。

3. 日行連の目指す行政書士法改正要望項目については、行政書士制度推進議員連盟と日行連執行部との連絡協議会を定期的に行い法改正の推進にご協力頂ける御言葉をいただきました。

以上、3 要望について、総務副大臣尾身朝子様は本局と入念な協議をしていただき本日の会談を設定して頂いたことに感謝するとともに総務副大臣のこれからもゆるぎないご活躍祈念し総務副大臣室を退席させて頂きました。



要 望 書

1. ゆうちょ銀行 定額小為替の発行手数料について

郵便局の貯金窓口で、送金額の現金に所定の料金を添えてお申し込みください。送金額に応じて、50 円、100 円、150 円、200 円、250 円、300 円、350 円、400 円、450 円、500 円、750 円、1000 円の 12 種類の定額小為替証書を発行いたします。発行手数料は一枚について 200 円が必要です。

2022 年 1 月 17 日以前の発行手数料については、1 枚 100 円であったものが、2022 年 1 月 17 日より、50 円額面であろうが 1000 円額面でも、**1 枚につき 200 円**の発行手数料が必要となりました。

全国 51000 人の行政書士は、日々相続手続きにおける戸籍等の収集のため全国の自治体へ定額小為替を同封して戸籍等の郵送請求を行っております。その定額小為替や発行手数料の負担は当然の如く国民である相続人様のご負担となることから、発行手数料の軽減を行って頂きたい。

2. 日本郵便株式会社・地方創生推進部

日本郵便の行っている事業の生活相談ダイヤルにおける、生活支援サービスの（みまもり契約・任意後見契約・死後事務委任契約）事業や終活サービスにおける相続全般（自筆遺言書・遺言公正書作成・相続手続き）支援など、また、空き家・空き地の管理などについて、全国 47 都道府県にある地域の行政書士会との協力体制の構築推奨をお願いしたい。

3. 行政書士法改正要望項目表



● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の一部改正について
- ・ 建設業法施行規則等の一部改正に伴う技術者資格の取扱いについて
- ・ 受注者・発注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について
- ・ 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令等の公布・施行について
- ・ 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- ・ WEBセミナー「建設業行政をめぐる最近の話題」の開催について
- ・ 申請取次実務研修会（10月VOD方式）の開催について
- ・ 令和5年度 栃木県行政書士会「産業廃棄物処理業等に係る診断書作成特別研修会」の開催について

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ 建設業許可申請のしおり一部改訂について
- ・ 邑楽町地理情報システム「わがまちガイドおうら」公開メニューの追加に伴う周知について
- ・ 経営事項審査申請のしおり改正について
- ・ 休泊川流域における「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定手続き開始について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について
- ・ 丁種会員名簿への登載について
- ・ ぐんま電子入札共同システムの定期申請について
- ・ 日行連自動車登録OSSセンター構想による看板設置について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

新入会員

	会員番号 第3451号 氏 名 タ ナカ シュン ヤ 田 中 俊 也 所属支部 前 橋 入 会 日 2023. 7. 1 5		会員番号 第3452号 氏 名 モテ キ ミツ オ 茂 木 光 男 所属支部 高 崎 入 会 日 2023. 7. 1 5
	会員番号 第3453号 氏 名 ヤマ ダ マ キ 山 田 真 紀 所属支部 高 崎 入 会 日 2023. 8. 1 5		会員番号 第3454号 氏 名 ホン マ ショウジロウ 本 間 昌治郎 所属支部 前 橋 入 会 日 2023. 8. 1 5
	会員番号 第3455号 氏 名 イ ダ ススム 井 田 進 所属支部 藤 岡 入 会 日 2023. 8. 1 5		会員番号 第3456号 氏 名 サ トウ タカ フミ 佐 藤 崇 史 所属支部 太 田 入 会 日 2023. 8. 1 5

06

〔入 会 者〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名			業務内容	兼 業
3451	2314 1837	田中俊也行政書士事務所	379- 2154	前橋市天川大島町160-8		社
		タ ナカ シュン ヤ 田 中 俊 也		TEL 027-261-3321		
3452	2314 1838	もてき行政書士事務所	370- 0854	高崎市下之城町186番地1		司土
		モテ キ ミツ オ 茂 木 光 男		TEL 027-386-3350		
3453	2314 2123	行政書士真紀事務所	370- 0857	高崎市上佐野町393番地1		
		ヤマ ダ マ キ 山 田 真 紀		TEL 080-5418-9296		
3454	2314 2124	本間国際行政書士事務所	371- 0854	前橋市大渡町1丁目5-4 ソレイユB棟203号室		
		ホン マ ショウジロウ 本 間 昌治郎		TEL 080-8001-7809		
3455	2314 2125	行政書士井田進事務所	375- 0024	藤岡市藤岡1690番地3		建
		イ ダ ススム 井 田 進		TEL 0274-48-9460		
3456	2314 2126	佐藤崇史行政書士事務所	373- 0844	太田市下田島町1050番地		税
		サ トウ タカ フミ 佐 藤 崇 史		TEL 0276-55-5501		

会 員 各 位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名			業務内容	兼 業	
3446	2314 1675	ソバ ジマ ショウ タ 側 島 正 太				土	92
2663	0514 0659	行政書士紺谷事務所 コン ヤ ミ 紺 谷 つね美	374- 0073	館林市足次町2868-1			134
3399	2214 1625	コン ヤ タク マ 紺 谷 拓 馬	374- 0073	館林市足次町2868-1			138
3197	1714 2329	カワ シマ マナブ 川 島 学	370- 3511	高崎市金古町1273番地14 カワノアパート6号	安中支部 から高崎 支部に支 部変更		60
3060	1414 1239	トミ タ ミチ オ 富 田 道 男	373- 0008	太田市鶴生田町812番地6 TEL 0276-78-7335			90
2279	9414 0152	行政書士山岡事務所 ヤマ オカ マサ ユキ 山 岡 正 幸	370- 0312	太田市新田村田町1760番地 1			86
3450	2314 1679	カエデ ナオ ヤ 楓 直 哉				土	60
3291	1914 2342	シマ ダ ヒロ ユキ 島 田 博 之				土	71
1845	8414 0510	カ トウ ミツ オ 加 藤 光 夫		TEL 090-4626-3453			86
3169	1714 0800	イイ ジマ アケ ミ 飯 島 明 美				社	35
2927	1114 1020	ナカ ムラ ヨシ ヤ 中 村 良 也				土	89
3408	2214 2078	シゲ ヒサ サト コ 重 久 聡 子	370- 0112	伊勢崎市境西今井7-1		税	71
2795	0814 0911	ナカ ヤマ イチ ロウ 中 山 一 郎	376- 0021	桐生市巴町2-1821-12			78
2866	1014 0235	ハラ ダ ヨシ マサ 原 田 善 暢				土	30

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
前 橋	2 3 4 3	田 村 元	令和5年7月31日	廃 業
太 田	2 6 5 1	杉 山 久 一	令和5年7月18日	死 亡
伊勢崎	2 9 7 2	飯 田 疆 一	令和5年7月31日	廃 業
前 橋	3 1 4 8	脇 野 邦 和	令和5年8月31日	廃 業
前 橋	9 6 3	土 屋 富 久	令和5年8月31日	廃 業
吾 妻	1 2 2 6	篠 原 輝 夫	令和5年8月31日	廃 業

(届出受付順)

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

杉 山 久 一 先生 令和5年7月18日逝去（太 田 支 部）

狩 野 優 先生 令和5年8月16日逝去（渋 川 支 部）

柳 田 廣 隆 先生 令和5年8月24日逝去（前 橋 支 部）

06

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働保険は働く皆さんを守ります。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は、農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用している事業主はすべて加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者やその遺族に対して必要な保険給付等を行っています。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由等が生じた場合に必要な給付等を行っています。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るべく広報活動を実施しています。

加入の手続き、ご相談は群馬労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

群馬労働局総務部労働保険徴収室
電話：027-896-4734

編集後記

2023年8月14日から20日まで、新型コロナウイルス感染者が群馬県では把握数、1200人を超えました。

参考資料

群馬県、「感染症発生動向調査 週報第33週（2023年8月22日発行）」、群馬県ホームページ 感染症情報トップページ、<https://www.pref.gunma.jp/page/3296.html>、（参照日：2023年8月29日）

コロナウイルス感染者はやはり、食べ物屋、特に、1時間以上滞在する場所を基に発症するリスクがあるのです。

なぜなら、ウイルスが増殖し、そのまま、放置状態が大きな原因です。外に出歩くことなしに、食事等を行う生活習慣の変化が必要です。コロナ感染者との接触が一番危険です。特に、食べ物が危険です。家での食事にシフトしない限り、ウイルスがいつ、刃を向けて、人類に襲い掛かるかわかりません。

現在の日本は個人情報保護の観点から、体調悪化が何によるものか、隠蔽する風土に変化しました。周囲の方が、体調不良を原因として、片付ける自体が最も危険です。今後は体調不良こそが、ウイルスに感染した証になるのではないのでしょうか？ 周囲の病気は体調不良、それは、コロナ感染であると、悟るべきです。周囲から体調不良と聞かれることが多くなりました。以前では風邪等の原因が常連でしたが、この現実ではコロナ感染が体調不良と理解しましょう。

広報部員 小林 大栄（前橋支部）



～会員の皆様へ重要なお知らせ～

日行連の会則が改正となり、一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました。

未受講の会員は、日行連ホームページ 中央研修所研修サイトで配信しております。令和6年3月31日までに必ず受講してください。

研修受講については、システムで管理しております。修了済のご連絡は必要ありません。

当該研修は、職務上請求書の購入の有無にかかわらず、全会員が受講する義務があります。

受講方法 ①中央研修所研修サイトにログイン

②一般倫理研修を受講（3時間程度）

③修了証をダウンロード（職務上請求書を購入する際必要となります。）

不明な点は事務局へお問合せください。TEL 027-234-3677

※インターネット環境がない又はパソコンに不慣れな会員向けに集合研修を行います。

【令和5年11月28日(火) 午後1時～ 前橋商工会議所会館3階 アイビー】

電話又はFAXでお申し込みください。TEL 027-234-3677 FAX 027-233-2943

行政ぐんま 第190号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 服部 成二(太田支部)
同 副 部 長 仲道 さゆり(前橋支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 岩井 和幸(伊勢崎支部)
広報部員 天田 忠明(桐生支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続

あなたの街の法律家 行政書士



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることがもちろん大切な仕事です。

行政書士

Q & A

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・遺言書保管証明
- ・法定相続情報証明の作成



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可届出申請
- ・景観条例申請
- ・開発行為許可申請
- ・土地寄附申請
- ・国有財産払下申請

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業免許申請
- ・倉庫業許可申請

会計業務に関すること

- ・会計記帳事務
- ・決算、財務諸表の作成
- ・融資申込手続き
- ・各種補助金申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、営業年度終了変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業者登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続

中小企業支援に関すること

- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・中小企業をサポート
- ・助成金の申請
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス

特定行政書士

（平成26年12月27日施行）
により、特定行政書士が誕生しました!!

行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し修了することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-02



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階

TEL: 027-234-3677 FAX: 027-233-2943

